自治体広報紙等活用版

【春の全国交通安全運動】

運動期間　令和６年４月６日(土)から４月 15 日(月)

○「交通安全意識を高める日」　４月　６日(土)

○「交通事故死ゼロを目指す日」　４月 10 日(水)

○「横断歩道おもいやりの日」　４月 11 日(木)

○「高齢者交通安全の日」　４月 15 日(月)

○「シートベルト・チャイルドシート着用啓発強化の日」　４月 15 日(月)

春の全国交通安全運動
～交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけよう！～

運動期間	令和６年４月６日(土)から４月 15 日(月) ○「交通安全意識を高める日」　４月　６日(土) ○「交通事故死ゼロを目指す日」　４月 10 日(水) ○「横断歩道おもいやりの日」　４月 11 日(木) ○「高齢者交通安全の日」　４月 15 日(月) ○「シートベルト・チャイルドシート着用啓発強化の日」 ４月 15 日(月)
運動重点	１　こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践 ２　歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行 ３　自転車・電動キックボード等利用時の乗車用ヘルメット着用と交通ルールの遵守

こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践

おもいやり横断歩道を指定

- **「渡れない横断歩道の情報提供メールＢＯＸ」**により提供された情報や、各警察署の管内の交通情勢、住民の要望等により交通安全対策が必要と認められる横断歩道のうち、主に子どもが登下校時に通学路として利用する横断歩道を中心に**県下 60 か所**（令和６年２月末現在）が指定されています。
- 「おもいやり横断歩道」に指定された横断歩道には、下図のようなシートやステッカーが示されています。↓↓↓

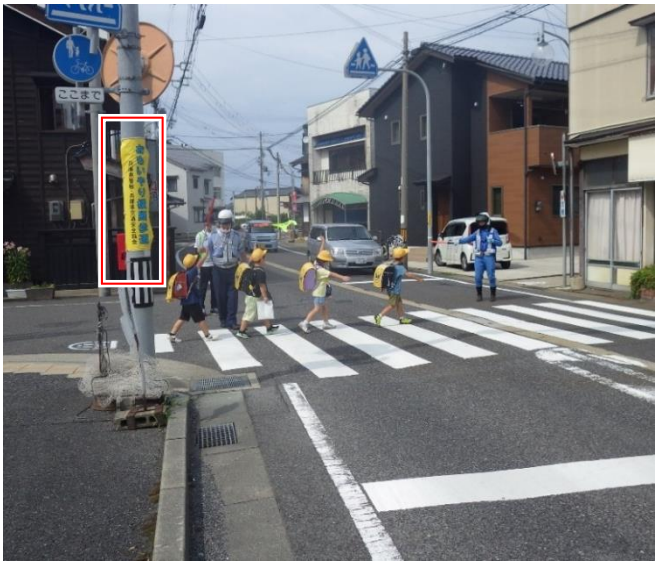

明るい服装と反射材の活用

歩行者の方は早朝、薄暮、夜間等に外出する際は

明るい服装（白色、黄色等）と**反射材**を着用しましょう。

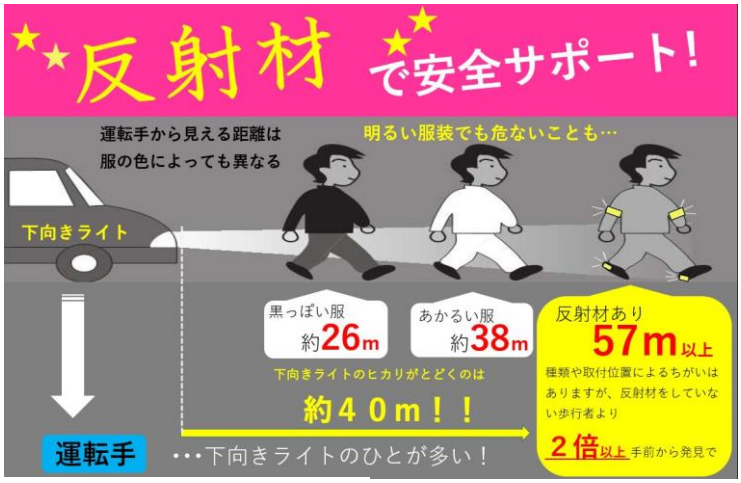

歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行

横断歩道合図（アイズ）運動プラス推進中!!

横断歩道合図（アイズ）運動に横断歩道手前減速運動をプラス！
特に信号機のない横断歩道において実践しよう!!

■　**横断歩道合図（アイズ）運動プラス**

横断歩道合図（アイズ）運動に横断歩道手前減速運動をプラスし、横断歩道合図（アイズ）運動プラスとして県下全域で推進しています！

●　**横断歩道合図（アイズ）運動**

○　横断歩道を渡る場合、歩行者の方は手を挙げてドライバーに横断合図（手を挙げる動作とアイコンタクト）をしましょう！

○　ドライバーの方は、確実に一時停止して歩行者に対して「渡ってください」の横断合図（手を挙げる動作とアイコンタクト）をしましょう！

●　**横断歩道手前減速運動**

ダイヤマーク（この先に横断歩道または自転車横断帯があること）を見たらアクセルから足を離し、その先の横断歩道に歩行者等がいた場合に確実に停止できる準備をしましょう！

※　歩行者がいないことが明らかでない場合も同様です。

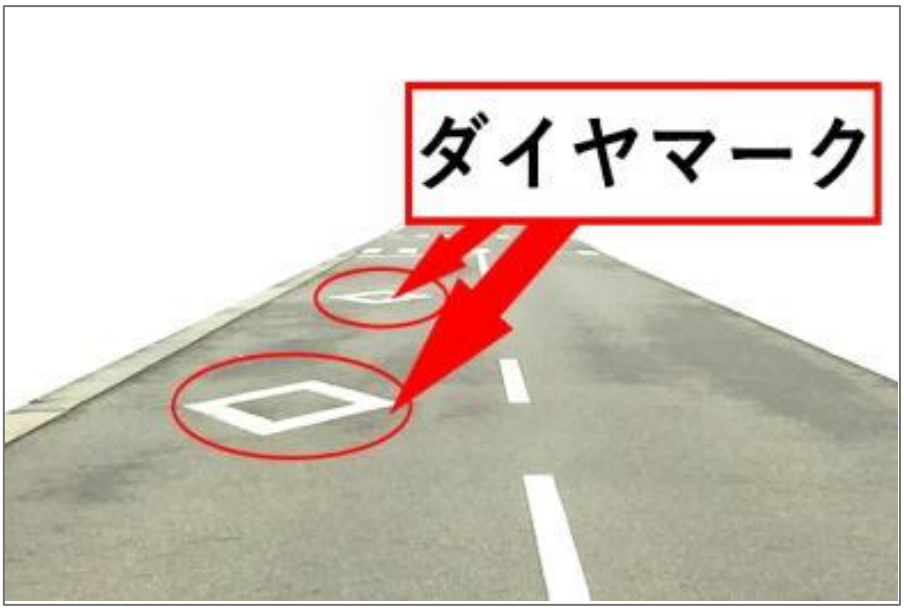

「横断歩道 歩行者優先宣言」賛同事業所の募集

■　目的

ドライバーの横断歩道での歩行者優先意識を徹底するため、事業者が「横断歩道歩行者優先宣言」を行い、宣言書を事業所等に掲示するとともに、その内容を実践していただくことにより社会全体で横断歩道での歩行者を優先する意識の向上を促していきます。

■　対象（県内の事業所）

トラック、タクシー、バスの運輸･運送関連事業所などのほか、業務車両を所有する全ての事業所です。

■　募集方法

●　兵庫県生活安全課交通安全対策班への応募

兵庫県ホームページに掲載の「横断歩道　歩行者優先宣言」賛同ページ（電子申請システム）にアクセスして、必要事項を直接入力・選択していただき応募する方法と、賛同書（様式１号）に必要事項を記入（入力）していただき、応募先までメール又はＦＡＸで送付する方法があります。

後日、賛同書に記入されたご住所に、宣言書を郵送します。

●　警察署交通課窓口（交通総務係）への応募

賛同書をお近くの警察署へお持ち込みいただき、申し込むことができます。

賛同書をお持ちでない場合、窓口の警察官に申し出てください。

後日、警察署から宣言書をお渡しします。

【応募先】
〒６５０－８５６７（固定郵便番号のため住所省略可）
神戸市中央区下山手通５丁目 10 番１号
兵庫県県民生活部くらし安全課交通安全対策班
TEL ：０７８－３６２－３８７９（直通）
FAX ：０７８－３６２－４４６５
MAIL：seikatsuanzen@pref.hyogo.lg.jp

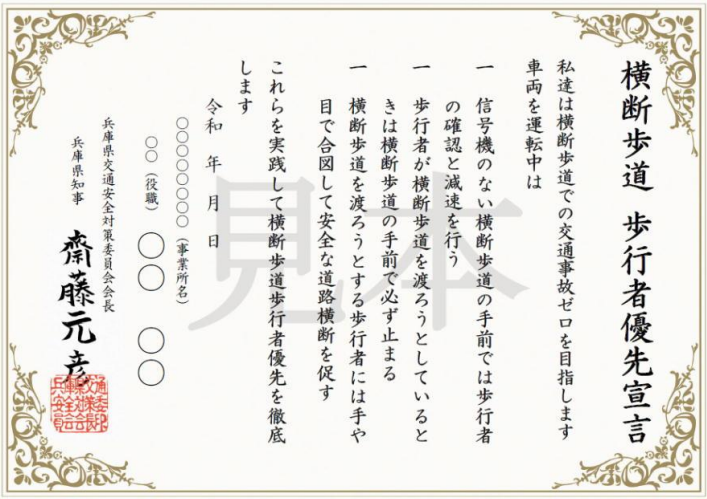
横断歩道　歩行者優先宣言

私達は横断歩道での交通事故ゼロを目指します

車両を運転中は

一　信号機のない横断歩道の手前では歩行者の確認と減速を行う

一　歩行者が横断歩道を渡ろうとしているときは横断歩道の手前で必ず止まる

一　横断歩道を渡ろうとする歩行者には手や目で合図して安全な道路横断を促す

これらを実践して横断歩道歩行者優先を徹底します

令和　年　月　日

○○○○○○○○（事業所名）

○○（役職）　○○　○○

兵庫県交通安全対策委員会会長

兵庫県知事　齋藤元彦

見本

高齢者の交通事故防止のポイント

歩行者・ドライバーとして道路を通行する際に従前の行動をとることができない場合があることを理解しましょう！

■　歩行者の心得

● 一般的に加齢による身体機能の変化※により、歩行が遅くなり、危険回避のためにとっさの行動をとることが困難になります。また歩行者の法令違反による死亡事故も発生しています。

● 正しく道路を横断しましょう！

1　横断歩道を横断
2　斜め横断禁止
3　くるまの直前直後横断の禁止
4　横断禁止場所の横断禁止

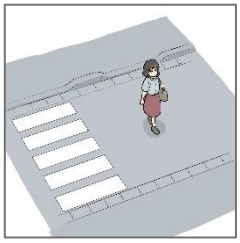
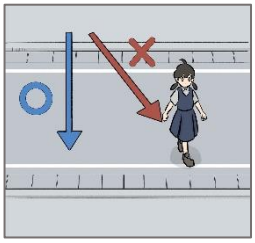
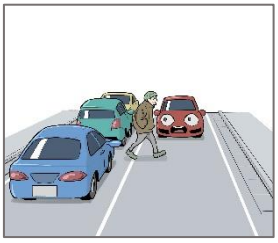

■　自転車利用者の心得

● 自転車での走行が不安定になったり、交差点通行時の安全確認が不十分なことから、交通事故に遭います。

● 自転車も車両です。

1　車道の左側を通行しましょう
（70 歳以上の方は歩道通行ができますが、徐行、歩行者優先を守りましょう!）
2　交差点では一時停止し、安全確認をしましょう。
3　夜間はライトを点灯し、ヘルメットを着用しましょう。
（自転車事故で亡くなられた方の約６割（平成 30 年～令和４年合計）が頭部に致命傷を負っています。）

■　ドライバーの心得

● 身体機能の変化※が運転に及ぼす影響を把握しましょう。

● 高齢運転者標識の表示（70 歳以上）

● 後部座席もシートベルト着用！
大切な命を守りましょう！

● 交通事故を起こした際は、必ず最寄りの警察署等に届け出しましょう！
（相手が大丈夫と言っても届け出しましょう！）

※　加齢に伴って生ずる身体機能の変化には、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなどがあります。

安全運転相談ダイヤル（#8080）を活用しましょう！

運転に不安を覚えた際には、運転免許証返納（自動車の運転をやめる）・サポートカー限定免許（中間的な選択肢）への変更等を早期に検討しましょう！

ハイビームの活用 ～原則ハイビーム～

ドライバーは夕暮れ時の早めのライト点灯を実践し、ハイビームを活用して歩行者や自転車の早期発見に努めましょう。

※　点灯推奨時間が従前より変更となっています。

季節	点灯推奨時間
秋季・冬季（９月～２月）	午後４時
春季（３月～５月）	**午後５時**
夏季（６月～８月）	午後６時

■　ハイビームとロービームの違い

● ハイビーム（上向き）･･･正式名称は「走行用前照灯」　照射距離約 100 メートル

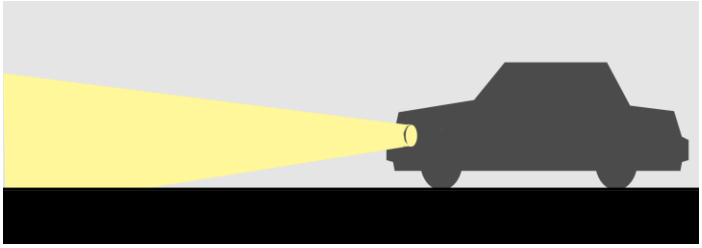

● ロービーム（下向き）･･･正式名称は「すれ違い用前照灯」　照射距離約 40 メートル

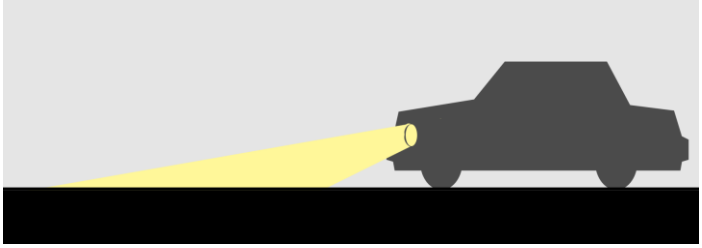

※　注意点

ハイビームは他の車両等を眩惑（げんわく）させるおそれがありますので、対向車と行き違うときや他の車の直後を通行するときは、前照灯を減光するか下向き（ロービーム）に切り替えましょう。

夜間の安全運転のポイント

1　暗い道で対向車や先行車がいない場合は、ハイビームを活用

2　交通量の多い市街地などを走行する場合や対向車や先行車がいる場合は、ロービームに切り替えて走行

※　対向車が自転車の場合も確実にロービームに切り替えましょう。

3　昼間より速度を落とした運転

飲酒運転情報提供メール等の利用

兵庫県警察ホームページにおいて

- **飲酒運転情報提供メール**
- **あおり運転情報提供メール**

が運用されています。

悪質・危険な飲酒運転やあおり運転を絶対に許さないためにも情報提供をお願いします。

※　緊急性がある場合は、110 番通報をお願いします。

※　自転車も特定小型原動機付自転車も飲酒運転になります。

自転車・特定小型原動機付自転車利用時の乗車用ヘルメット着用と交通ルールの遵守

自転車の交通事故の防止

自転車関連の交通事故件数・傷者ともにおおむね減少傾向にある一方で、交通事故全体に占める割合はおおむね増加傾向にあり、自転車が第一当事者となる事故については一時不停止や信号無視等の法令違反が認められることから、自転車利用者に対する交通ルール・マナーの周知徹底が必要です。

また、道路交通法の一部改正（令和５年４月１日施行）により、全ての自転車の運転者と同乗者が乗車用ヘルメット着用に努めなければならないこととなっています。

兵庫県では自転車ヘルメットの着用促進に向けて、「自転車ヘルメット購入応援事業」を実施しています。

※　応援事業の予算上限に達した場合、受付を終了する可能性があるため、詳細は兵庫県 HP をご確認下さい。

※　自転車乗車時はヘルメットの着用を！

【県下の事故件数及び自転車関係事故発生状況】

区分＼年別			平30年	令元年	令２年	令３年	令４年	令５年	令５年２月末	令６年２月末	増減数
全事故	件数		24,667	22,896	17,352	16,929	16,372	16,281	2,508	2,400	-108
	死者		152	138	110	114	120	103	15	22	7
	傷者		29,945	27,501	20,489	20,043	19,425	19,113	2,932	2,815	-117
自転車関係事故	件数		5,881	5,716	4,311	4,344	4,162	4,184	588	572	-16
		構成率	23.8%	25.0%	24.8%	25.7%	25.4%	25.7%	23.4%	23.8%	――
	死者		13	24	23	12	22	13	2	0	-2
		構成率	8.6%	17.4%	20.9%	10.5%	18.3%	12.6%	13.3%	0.0%	――
	傷者		6,083	5,911	4,462	4,456	4,262	4,292	601	580	-21
		構成率	20.3%	21.5%	21.8%	22.2%	21.9%	22.5%	20.5%	20.6%	――

自転車の事故防止のポイント

１　自転車乗用中はヘルメット着用（※令和５年４月１日より努力義務化）
２　夜間はライト点灯
３　自転車も「車の仲間」であることを認識し、安全確認を徹底

特定小型原動機付自転車に関する主なルール

■　特定小型原動機付自転車の区分

改正道路交通法（令和５年７月１日施行）により、原動機付自転車に新たな車両区分として特定小型原動機付自転車が新設されました。

	原動機付自転車	
	第一種原動機付自転車	特定小型原動機付自転車
最高速度	30km/h以下	20km/h以下
定格出力	0.6kW以下（内燃機関は50cc以下）	0.6kW以下
長さ	2.5m以下	1.9m以下
幅	1.3m以下	0.6m以下
高さ	2 m以下	-
仕組み	-	AT機構であること
最高速度表示灯	-	緑色の灯火：点灯・点滅

※　特定小型原動機付自転車は走行中に最高速度の変更ができないことが必要

※　歩道を６㎞/h 以下で走行するモードを有しないものは、点灯機能は不要

■　特定小型原動機付自転車の保安基準への適合

特定小型原動機付自転車は、道路運送車両法の保安基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならないとされているため前照灯、警音器等の備え付けが必要となり、性能等確認済シール等が貼付されているものについては、保安基準を満たしています。

詳しい保安基準等については、警察庁、国土交通省、経済産業省のホームページ等に記載されています。

【警察庁 HP】　【国土交通省 HP】　【経済産業省 HP】

【警察庁作成動画①】　【警察庁作成動画②】　【JA 共済連 HP】

上記ホームページや動画も参考にして下さい！

■　**特定小型原動機付自転車の主な交通ルール**

特定小型原動機付自転車の主な交通ルールについては、以下の表の通りです。

区分＼種類	特定小型原動機付自転車	特例特定小型原動機付自転車
運転免許証	不要	
ヘルメット	努力義務	
自賠責保険	必要	
ナンバープレート	必要	
最高速度	時速20km/h	時速６km/h
走行場所	車道・普通自動車専用通行帯・自転車道	特定小型原動機付自転車の走行場所＋歩道（自転車歩道通行可のみ）・路側帯（歩行者専用路側帯を除く）
年齢制限	16歳以上	

※　特定小型原動機付自転車には最高速度等により、特定小型原動機付自転車と特例特定小型原動機付自転車の２種類に分類されます。

特定小型原動機付自転車に関する主な交通ルールについて

令和５年７月１日改正

兵庫県警察本部
交 通 企 画 課

特定小型原動機付自転車は16歳以上に限り、免許がなくても運転することができます。
構造上の最高速度が時速6キロ以下に制御して緑色の灯火を点滅させるなどした場合に限り、自転車歩道通行可の標識がある歩道を走行することができます。

保安基準に適合した特定小型原動機付自転車を使用しましょう。

性能等確認済み(保安基準適合)シール

ヘッドライト・灯火・警音器・後部反射器等が保安基準に適合しているか？

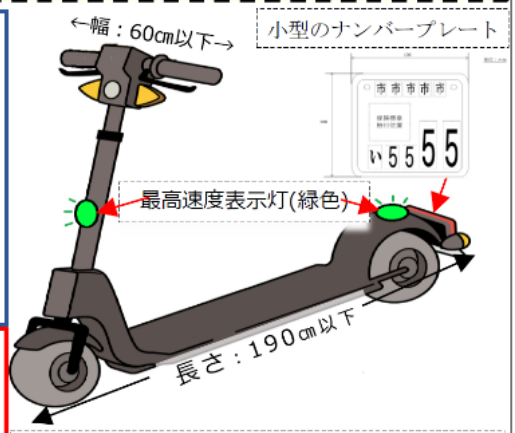

【その他必要な事項】
・自賠責保険(共済)
・ナンバープレート

※電動キックボード等には運転免許の必要な一般原動機付自転車に該当するものもあります。

○ 交通事故の被害を軽減するためには、頭部を守ることが重要ですので、**乗車用ヘルメットを着用**しましょう。

特定小型原動機付自転車は座席付、三輪、四輪など様々な形状があります。
上記イラストの他、【車体の構造】として
・20km/hを超えて加速不可
・走行中に最高速度(6k・20k)の設定不可
・ｵｰﾄﾏﾁｯｸ・ﾄﾗﾝｽﾐｯｼｮﾝであること。等基準有

●各種法令に違反すれば、検挙・処罰される場合があります。

◎ **主な交通ルール**

○ **飲酒運転は厳禁**

○ 原則として、**車両用の信号に従わなければなりません**。

○ 道路標識等に従わなければなりませんけません。

「通行止め」 「車両通行止め」 「車両進入禁止」 「特定小型原動機付自転車・自転車通行止め」

特定小型原動機付自転車は、通行・進入してはいけません。

「指定方向外進行禁止」 「一方通行」 「特定小型原動機付自転車・自転車一方通行」

特定小型原動機付自転車も従わなければなりません。

○ **一時停止すべき場所**

道路標識等により一時停止すべきとされているときは、停止線の直前（停止線がない場合は交差点の直前）で一時停止しなければなりません。

「一時停止」

◎　通行する場所

○　車道通行の原則

車道と歩道又は路側帯の区別のあるところでは、**車道を通行**しなければなりません（自転車道も通行することができます）。

道路では、原則として、**左側端**に寄って通行しなければならず、**右側を通行してはいけません**。

【通行場所のイメージ】

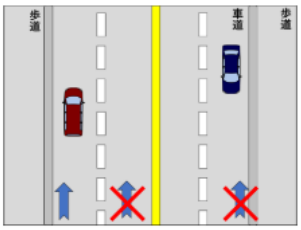

「特定小型原動機付自転車・自転車専用」

「普通自転車専用通行帯」

○　左折又は右折の方法

・　**左折の方法**

左折をしようとする場合には、後方の安全を確かめ、あらかじめ**ウィンカーを操作して左折の合図**を行い、できるだけ道路の左端に沿って十分に速度を落とし、**横断中の歩行者の通行を妨げないように注意して曲がらなければなりません**。

【イメージ】

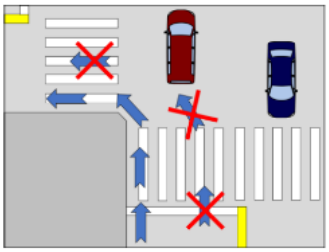

・　**右折の方法**

どのような交差点でも、いわゆる**「二段階右折」（※）をしなければなりません**。

※　青信号で交差点の向こう側まで直進し、その地点で止まって右に向きを変え、前方の信号が青になってから進むこと

【イメージ】

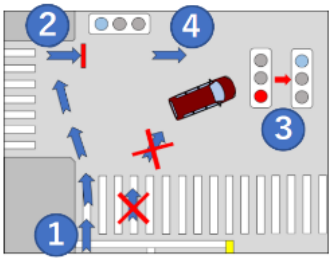

◎　例外的に歩道を通行できる場合

特例特定小型原動機付自転車の基準を全て満たす場合に限り、歩道を通行することができます。通行することができる歩道は、全ての歩道ではなく、「普通自転車等及び歩行者等専用」の道路標識が設置されている歩道に限られます。

【特例特定小型原動機付自転車の基準】

○　最高速度表示灯（緑色の灯火）を点滅させていること

○　時速６キロメートルを超えて加速することができない構造であること　等

※　スロットル等の操作により、これ以上の速度で走行できる場合には、基準は満たさず、歩道を通行することができません。

「普通自転車等及び歩行者等専用」

《交通企画課》